

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで
A店へ勤め始めて数か月後に、自分でB市C区役所で加入手続して、20歳からの保険料を数回に分けて払った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月頃に払い出されていることから、その時点では、申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、国民年金への加入後、20歳からの国民年金保険料を数回に分けて納付した記憶があると述べており、昭和50年4月22日に過年度納付し、49年1月16日に現年度納付していることから、申立人が、申立期間の保険料についても遡って納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された頃に、申立人が勤務していたA店の元店主から、「当時、国民年金は従業員個人で対応しており、申立人から、保険料が一遍に払えないので何回かに分けて納付したと聞いた。」との証言を得ている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

勤め先のA店に区の職員かどうかは分からないが、女性が集金に来た。17歳の時に父親を亡くし、遺族年金が支給されなかったこともあり、支払を断ったが、強制加入とのことで、20歳からの保険料をまとめて支払うように言われ、1か月分の給料(5,000円)に相当する金額を支払った。その後は、3か月ごとに納付している。まとめて支払ったことは間違いないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料は全て納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年7月頃に払い出されており、この時点では、申立期間は過年度納付が可能であることから、申立人が、加入手続後、申立期間の保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、1か月の給料に相当する金額をまとめて納付したと述べており、その金額は申立期間の保険料とおおむね一致していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に平成6年3月3日に入社し、10年6月30日に退職したため、同社の資格喪失日は同年7月1日となるはずである。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB厚生年金基金の記録、平成10年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に同年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、上記の源泉徴収票から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の退職日は平成10年6月30日であるとし、誤って届出を行ったことを認めている上、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜国民年金 事案 1007

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年2月まで

私がA県の大学に通っていた頃に、実父から、「20歳になったら国民としての責任があるので国民年金に加入するように」と言われたので、自分でB市C区役所において加入手続を行った。

加入手続を行って以降は、B市に住民票を置いている期間は納付書で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間に係る年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後の昭和48年3月から同年6月までの期間に係る国民年金の記録が別の名前「D」で確認できたものの、申立期間は未加入期間である上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は納付書で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間当時において申立人に係る住民票が置かれていたB市に確認したところ、その当時、同市は印紙検認方式を採用していた上、実父が居住していたE町は、別の市町村に住民票がある国民年金被保険者に係る保険料を徴収することは無かったと回答している。

さらに、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について、申立人の記憶は曖昧であり、かつ、変遷している上、関係者から具体的な証言も得られない。

加えて、申立人の兄弟についても、申立人と同様の未加入期間がある上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで
母親が、昭和53年1月頃に加入手続して、未納が無いようにきちんと納めたと言っている。最初の3か月だけ未納であることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月頃に払い出されており、申立人の母親は、申立期間直後の53年4月から55年3月までの国民年金保険料を過年度納付したものと考えられ、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、保険料を納付していたとするその母親は納付に関する具体的な記憶が無く、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月25日から26年9月24日まで
A社を退職後は、次にまた就職するつもりだったので、脱退手当金は受け取っていない。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や支給年月日などの具体的な記載がある上、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和28年6月9日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳索引票の被保険者氏名は、備考欄に「28陰適第3465号に依り氏名変更」の記載があることから、昭和28年に旧姓から新姓に氏名変更処理されたことがうかがわれ、申立期間の脱退手当金が同年6月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年3月1日まで
昭和35年10月頃、A県B市にあったC社（現在は、D社）に入社した。当時、同社の工場自体はあったが、まだ機械等の整備が整わず、工場内の草刈りや雑役が主な業務であった。その後、数台の機械が導入されプラスチック製造が始まり、当時の従業員は20名から30名ほどであった。間違いなく同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社における操業前当時の状況についての詳細な記憶及び同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、C社は、昭和36年7月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部において適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当時のC社の従業員数を20名から30名としているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用事業所となった日と同日に被保険者となっている者は11名であることから、同社では、全ての従業員を被保険者としていたわけではないことがうかがえる。

さらに、複数の同僚は、「工場が新設されて、昭和36年7月頃に親会社であるE社から社員が異動してきた。申立人は、異動してきた社員ではなく、現地で採用された者であったと思う。」旨供述しているところ、別の同僚は、「地元で採用された草むしりや雑役をしていた者は短期間雇用者であり、短期間雇用者は、厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

加えて、D社は、当時の資料は保存しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての確認はできないと回答しているほか、C社、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は無く、同名簿及び同原票の整理番号に欠番

は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 29 日から 42 年 5 月 8 日まで
A社に継続して勤務し、その後、独立したが、厚生年金保険の記録を見ると、同社の資格喪失日が昭和 41 年 7 月 29 日となっている。42 年 5 月 8 日くらいまで同社に勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、複数の同僚に照会したところ、申立人の退職時期を記憶していないと回答しており、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人の離職日は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日である昭和 41 年 7 月 28 日となっており、雇用保険の記録とオンライン記録は一致している上、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年 7 月から国民年金に加入し、42 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社は解散しているため、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。